

広島県農水産振興資金特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十二号

広島県農水産振興資金特別会計条例の一部を改正する条例

広島県農水産振興資金特別会計条例（平成二十三年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>広島県水産振興資金特別会計条例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第三条第一項に規定する事業の経理は、同法第十三条第一項の規定により特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。</p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第二条 この特別会計においては、繰越金、一般会計からの繰入金及び附属諸収入をもって歳入とし、一般会計への繰出金その他の諸支出をもって歳出とする。</p>	<p>広島県農水産振興資金特別会計条例</p> <p>例</p> <p>(設置)</p> <p>第一条 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百一号。次条において「旧農業改良資金助成法」という。）第三条に規定する事業及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二百一号）第四条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号。次条において「旧就農促進特別措置法」という。）第十九条第一項に規定する貸付事業に係る経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。</p> <p>2] 沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第十三条第一項の規定により特別会計を設けて行うこととされている同法第十三条第一項に規定する事業の経理は、前項の特別会計において併せて行うものとする。</p> <p>(歳入及び歳出)</p> <p>第二条 前条第一項に規定する経理に係る特別会計においては、繰越金、一般会計からの繰入金、旧農業改良資金助成法第十二条第二項に規定する貸付金等及び旧就農促進特別措置</p>

法第十八条第一項に規定する資金の償還金〔旧農業改良資金助成法第十一条の規定による違約金を含む。〕並びに附属諸収入をもって歳入とし、国への償還金、一般会計への操出金その他の諸支出をもって歳出とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第二十三号）第一条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）第三条に規定する事業及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二百二号）第四条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第十九条第一項に規定する貸付事業に係る令和四年度の収入及び支出並びに同年度の決算については、なお従前の例により行うものとする。